



JR東労組 大崎運輸区分会情報
2019. 4. 24 No. 90
発行責任者 伊勢田和己
編集 情宣部

明らかな労働安全衛生法違反！

会社が指定していた衛生管理者が12月18日に異動になり、その後任に「指定しようとした人」は、名義変更があり行政手続きが通らないため、会社は、1月中旬になって衛生管理者を持っている組合員に、副区長が「名前を貸してくれ」と声をかけ、1月中旬から12月18日に遡って指定したようです。衛生管理者は、労働安全衛生法で「200名の労働者がいる事業場では衛生管理者は2名指定する」ことになっており、14日以上空白があると違法になります。

もしこれが本当なら・・・この事を安全衛生委員会で聞いてみると・・・



空白の期間は無い！
誰が言ったのか想像がつく！
なぜ知った時に言わなかったのか・・・
人としてどうかと思う！

私たちに責任を押し付ける！

労基署に相談したところ「遡って発令というなら、その期間何をしていたかが問題です」という見解を示しています。名前を貸した組合員は、任務が解かれる3月中旬まで、総括安全衛生管理者の現場長から一切、衛生管理者の任務の指示を受けていません。これは、発令の偽装だけでなく、職場の衛生管理も放置していたことになります。明らかな労働安全衛生法違反です！

そもそも「衛生委管理者の変更をなぜ安衛で報告しないのか？」と言っても、「何か支障があるのか？」と労働側の委員に報告しない事は、誰が衛生管理者かも教えないということです。

これでは、職場の安全面や衛生面を守ることができません！

総括安全衛生管理者としての責が問われる！

大崎運輸区で労働安全衛生法違反が発生！